

一般質問通告書

1 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 1 月 16 日

質問者 真鶴町議会 3 番 堀 杏奈

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題 1 防災行政無線の運用状況と周知の在り方について

防災行政無線は、災害時に町民の生命・安全を守るための重要な情報伝達手段です。

一方で、町民の皆さんからは「内容が聞こえず、何の放送なのかわからない時がある。」「楽しみにしていたイベントの放送がなくなり、なぜなくなったのかもわからない。」といった声が寄せられています。

そこで、以下に挙げる 3 点について町の見解を伺います。

1 物理的な課題について、町として、防災行政無線が聞こえにくい、又は聞こえないと把握している地域はありますか。

また、過去に実施された音声伝達調査の結果を踏まえ、これまでに改善や設備の見直しは行われてきましたか。

2 放送内容の境界について、防災行政無線は、防災目的の放送、公共的な案内、民間イベント等のうち、どこまでを放送対象としているのでしょうか。

その判断基準はどのように整理されているのかお示してください。

3 放送基準が存在する場合、その内容について町民にどのような周知が行われているのか伺います。ホームページや広報紙等を含め、具体的な周知方法をお示しく下さい。

一般質問通告書

2 / 2

次のことについて、会議規則第61条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 1 月 16 日

質問者 真鶴町議会 3 番 堀 杏奈

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題 2 子育て支援体制の充実に向けた進捗と今後の方向性について

本町においては、少子化対策や定住促進の観点からも、子育て支援体制の充実が重要な課題であると考えています。特に、未就学児とそれを支える家族への支援については、依然として大きな課題があると感じています。

昨年12月定例会の一般質問では、育児支援の空白地の補完について取り上げさせていただき、町としての課題認識について一定の共有が図られたものと受け止めています。

そこで改めて、子育て支援体制の充実に向けた取組の進捗と、今後の方向性について、以下の2点について町の見解を伺います。

1 子育て支援体制の充実に向けて、現在どのような検討が行われていますか。前回の質問以降の進捗状況や、来年度に向けて実施予定の計画があれば、併せてお示しください。

2 特に、本町単独での実施が難しい支援について、近隣市町との広域連携を町としてどのように位置づけているのか、お聞かせください。

一般質問通告書

1 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 1 月 30 日

質問 真鶴町議会議 4 番 村田 知章

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長 ・ 教育長

表 題 お林での取り組みについて

お林は真鶴町民にとって、聖なる場所であり、大切な宝です。

お林について、いくつか伺いたいと思います。

1 今現在行われているお林を守るための町の取り組みを教えてください。

2 お林に付随する設備等の状況について教えてください。

例を挙げると疑似木の柵がいたるところで老朽化して傷んでいます。ケープ真鶴周辺の石畳がいたるところで剥がれています。トイレも老朽化しています。排水溝が詰まっています。案内看板もまだまだ足りないように感じます。町としての見解を伺います。

3 お林の外来種についての対策や方針を教えてください。

4 お林の教育活動についての取り組みを教えてください。

一般質問通告書

2 / 2

次のことについて、会議規則第61条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 1 月 30 日

質問者 真鶴町議会議員 4番 村田 知章

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者	町長 ・ 教育長
---------	----------

表 題	修繕されぬままの物について
<p>町所有物や町の文化財などで、修繕をされないままで一年以上手つかずのままになっている物が多数存在すると思います。</p> <p>例を挙げますと、如来寺跡の洞窟、しとどの窟の橋、内袋観音、風外堂、その横の旧水道施設などです。まだまだあると思いますが、町が把握しているもので一年以上、修繕がなされないままになっている物はどの程度、把握していますでしょうか。</p> <p>私はひとつつつでも着実に改善・改修していく必要があると思います。これらを放置し続けていることによって、町の景観や周辺に与える印象など、大きく損なわれてしまっています。また文化財などは修繕をしなければ傷んで風化しまいかねません。</p> <p>修繕されぬままになっている町所有物や施設や文化物などは、リスト化されていますでしょうか。そしてその改善するためのスケジュール表などもありますでしょうか。伺いたいと思います。</p>	

一般質問通告書

1 / 1

次のことについて、会議規則第61条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 2 月 2 日

質問者 真鶴町議会議員 5 番 山崎佳奈

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長 ・ 教育長

表 題 真鶴の教育と保育について

1 「真鶴町の教育基本方針・重点施策」にある学習指導の充実として書く活動と習熟の機会を効果的に取り入れ、学びの定着を図る学習活動の工夫とありますが、具体的にどのようなことを実施していますか。

2 教職員の資質向上を目指した取り組みについて伺います。

OJT の計画内容と推進状況、成果について教えてください。また、足柄下郡三町が連携した授業力・課題解決力・人格的資質の向上を図る研修の実施内容と成果を教えてください。

3 保育所の運営事業について伺います。

現在の保育士の数と児童数は、報告では保たれているとあります。

保育の質の向上のために町職員による指導監査が行われていますが、そのための町職員の研修等が行われていますか。また、年度途中の一歳未満児の受け入れ及び個別支援を要する児童の受け入れに必要な保育士は確保できていますか。

一般質問通告書

1 / 3

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 2 月 2 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 木村勇

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

選挙管理委員会委員長

表 題

選挙管理行政におけるコンプライアンスとガバナンス確立について

昨年 9 月 21 日執行の真鶴町議会議員選挙において、選挙管理委員会の書記長が公職選挙法の間違った解釈により、候補者が翻弄されてしまうという事案がありました。選挙管理委員会とは地方自治法に基づき、選挙が公正・適正に行われるように選挙に関する事務を管理する機関であります。真鶴町は過去も選挙においての不正や問題が頻発し、町政を混乱させている経緯もありますが、選挙管理委員会が適正に選挙事務を管理できているのか、先の 12 月定例会では、選挙管理委員会委員長に答弁を求めたところ、当日、委員長は出席できない、とのことで議論が深まらなかったため改めて質問いたします。

1 先の 12 月定例会での私のこの表題の質問に対して、出席できなかった選挙管理委員会委員長に代わり町長が答弁の代読に立ち、冒頭で、誤解を招かないようにとの指摘と称して、「町役場の職員は不正や問題をやってない。過去の不正は全て、過去の町長やよその町の議員、木村議員ご自身、政治家による問題であり役場職員は不正をしていません」などと述べておりましたが、この町長が述べたことは選挙管理委員会と

真鶴町

しての見解なのですか。

2 先の町議選期間中において選挙管理委員会の書記長が、選挙中朝8時前にタスキをつけているのは大丈夫なのかと候補者に尋ねてきた事案がありました。私が公職選挙法を確認して選挙管理委員長に抗議文を出したところ、選挙期間中に全候補者に対して「選挙中朝8時前にタスキをつけている事は問題ない」とする通知を出すなど異例の事態となりました。選挙管理委員長として、この事案が起こったことについての所見、認識、今後の改善策についてどう考えますか。

3 公職選挙法違反と思わしき事例が確認された場合、選挙管理委員会としてはどのような対応をすることとなっているのか。指導監督について差異があるとしたら、どのような判断基準となっているか。

一般質問通告書

2 / 3

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 2 月 2 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 木村勇

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題

真鶴町役場における各種ハラスメントの防止等に関する規定の運用状況について

先の 12 月議会の私の一般質問で表題のことについて指摘しましたが、1 月 16 日付の朝日新聞によると、職員から被害相談があり、年末年始をはさんでの職員対象の職場内のハラスメントに関する匿名アンケート調査が行われていたことが明るみとなりました。働きやすい職場づくりに悪影響を与えかねないハラスメントを防止する同規定をより実効性のあるものにしたく次の各項目について質問致します。

1 12 月議会の私の一般質問で、「この規程制定以降、職場でハラスメントと思われる疑い事案か、それに類する事例はあったか。どのように対応したか、解決はされたのか」との質問に、「疑い事案は過去にあったが、適切に注意等を行い、改善しているところである」と町長は答弁しておりましたが、そう答えた矢先に被害相談があったという事実をどう受け止めていますか。

2 12 月議会の私の一般質問において、現在のハラスメント防止の規定では任命権者が町長であり、町長自身やその任命を受けた者によるハラスメントがあった場合の想定がされていないことがわかりましたが、

真鶴町

実際にハラスメント疑い事例があった今回の調査ではこの規定の穴をどのように埋めるつもりでしょうか。即ち、ハラスメントが町長及び町幹部に疑いを向けられた場合の調査機関はどのように構成されるのか伺います。

3 1月16日付の朝日新聞によると、アンケート調査の回答のとりまとめを経て、結果次第では、役場内のハラスメント対策委員会を立ち上げたり、外部の専門家による第三者委員会を設けたりして、具体的な事実関係の調査を行う、とのことですが進捗はありますか。

4 同記事によると、副町長のコメントで、「しかるべきときに必要な報告はしていきたい」としているが、どのような報告を想定していますか。

5 真鶴町議会が1月19日の臨時会でハラスメント調査の百条委員会を設置したことを報じた翌20日付の毎日新聞の記事の中で、町長は取材に対して、「上長についてのアンケートなら、私も入ることはあり得る。昭和と令和では感覚が違い、あちこちでハラスメントの訴えがあり、戦々恐々としている」と話した、とありますが、私はこのコメントを見て、町長は、「個々人の感覚の違いによって自分自身も期せずしてハラスメントに該当する言動をしてしまっているかもしれないと不安になっている」と読み取れましたが、私の読解で間違いはないでしょうか。

一般質問通告書

3 / 3

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 2 月 2 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 木村勇

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題 不正不当利得返納金について

令和 7 年度真鶴町介護保険事業特別会計補正予算に不正不当利得返納金の項目が歳入補正で上がってきました。これについて執行部の説明は、「真鶴町地域密着型サービス等整備助成事業費補助金交付要綱に基づき財産処分の制限に抵触したので法人への交付を取り消し、補助金の全額返還を要求するもの」としました。これは約 9 年前に町の指定という公的なお墨付きを受けて約 3,300 万円の税金を投じて建設された「看護小規模多機能型居宅介護真鶴ケアステーションアリス」という福祉施設が、できてから僅か半年で「休止」となり長年、問題が漫然と放置されてきたという問題です。休止となる直前の、議会への報告によると、「運営状況が芳しくない」「内部の人的要因により利用者受け入れが困難」であったなどのことから、開設から 6 カ月の利用者は通所 1 名の状態で、運転資金が底をつき、追加融資も難しくなったことで経営難となり休止を余儀なくされる事態に陥ったということです。同施設の開設に当たっては、神奈川県地域医療介護総合確保基金活用事業として、町の補助要綱による補助金交付決定で開設準備金として平成 28 年度に 186

真鶴町

万3千円。平成29年度、施設整備費として3,200万円という巨額の公金が交付されていることから、真鶴町の補助金行政の信頼に関わる由々しき事態であると懸念されますことから信頼回復に向けて次の点を質問致します。

1 開設して半年で破綻しております。事業計画が杜撰だったと言わざるを得ません。杜撰な計画にもかかわらず町が補助金交付決定をしたのは間違いだったのではないかと考えますが見解を求めます。

2 補助金交付を精査している段階で、県が、経験のない新規の個人に許可を出すことは難しいと懸念を示していたにもかかわらず、町は補助金交付を決定した。その判断は現時点において正しかったと言えますか。

3 東京・渋谷区でNPO法人が補助金施設に根抵当権をつけていたことが発覚し、問題となっていますが、真鶴のこの補助金施設についているのは、抵当権か、それとも根抵当権なのでしょうか。根抵当権となると、これはもはや要綱違反と言うことでは済まないのではないのでしょうか。補助金適正化法に抵触する違法行為・違法状態であると思慮しますが、町の見解を求めます。

4 町が交付決定をした国・県の補助金が返還請求に至る事態に発展しました。これは非常に由々しき問題であり、真鶴町の補助金行政に対する信頼は失墜したと考えます。今後、真鶴町に補助金がおりにくくなるという弊害はないのでしょうか。

(1) 一般質問通告書

1 / 2

次のことについて、会議規則第61条の規定により一般質問を通告します。

令和 8 年 2 月 2 日

質問者 真鶴町議会議員 1 番 齋藤 伸子

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者	○町長 ・ 教育長
---------	-----------

表 題	1、情報センター1階の工事について
<p>役場の移転についてこれまでと違い、文書などでも「役場機能の移転」と表現されるようになり、今進められている役場一階の3つの課が情報センターへ移る作業等は、「移転の前の段階」なので地方自治法4条の規定には当てはまらなると説明がありました。そうでしょうか。</p> <p>1 この違いについて伺います。「役場の移転」と「役場の機能移転」とは、どこが違うのか説明をお願いします。</p> <p>2 役場1階の3課が情報センター1階に移転するにあたり情報センター1階の工事が行われるためスペースの貸し出しができなくなるというお知らせが広報「真鶴」1月号で紹介されていました。まだ予算審議などが行われていないのに掲載してしまうのは1階を利用している人たちに不安を抱かせることになると思いますがいかがですか。</p> <p>3 役場がどこに、どんなふうになるのかは町にとっては一大事。それだけに議会議員の3分の2の賛成が求められています。まだ移転がきまっているわけでもないのに工事を伴う変更が行われてしまうのは税金の無駄遣いになりかねません。また、写真や絵画の展示コーナーや講演会</p>	

会場コーナー、町民の居場所として活用されている今の町民の利用はどうかになるのでしょうか。

4 機能移転と名付けて、先行的事実を積み重ねてしまう前に役場庁舎をどうするか検討されるべきではないでしょうか。

5 プロジェクトチームの現在までの検討内容を報告してください。

